

宿泊税を活用した 主な事業のご報告



金沢市内に宿泊された皆様の宿泊税は、
金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高め、
市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るために活用しています。



宿泊税の使いみち

01 まちの個性に磨きをかける 歴史・伝統・文化の振興



02 観光客の 受入れ環境の充実



03 市民生活と調和した 持続可能な観光の振興



まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興



雪吊りによる冬の街路樹や公園樹木の魅力向上

冬の金沢固有の景観を形成する雪吊りを、街路樹や公園の樹木に施し、修景の充実や観光客のおもてなしを図る「魅せる雪吊り」に取り組んでいます。



金沢駅前での雪吊り作業

金沢の冬の風物詩「雪吊り」は、北陸地方特有の重い湿った雪から樹木を守るために施されています。金沢の冬の風情が感じられる「雪吊り」は、毎年11月1日兼六園の「唐崎松」から始まり、12月中旬頃まで金沢の至る所で職人さんによる「雪吊り」作業が見られます。



金澤町家の再生活用への支援

金澤町家は、気候風土に合わせて住まいと生業が共存する場として人々の暮らしを支え、継承されてきており、戦災を逃れた金沢でも城下町の歴史的資源として、文化的景観を形成する重要な要素となっています。金沢市では、金澤町家の継承と利活用を歴史遺産を活用したまちづくりの中核的な事業と位置付け、個性豊かで魅力的なまちづくりに取り組んでいます。金澤町家は観光客をおもてなしする宿泊施設としても数多く活用されています。



宿泊施設としての活用事例



金沢らしい眺望景観創出事業

金沢ならではの歴史的、文化的背景に加え、起伏に富んだ地形によってもたらされる眺望景観の魅力を磨き高めるため、眺望景観形成条例に基づいて、見晴らし、山並み、見下ろし、通りの4つの類型に沿う15の眺望点を指定し、修景整備やサイン設置などの環境整備を行いました。



見晴らしの眺め



山並みの眺め



見下ろしの眺め



通りの眺め



眺望点の案内サイン



金沢みちすじ修景指針の策定・啓発

令和4年度に「金沢らしいみちすじ修景指針」を策定し、市民・行政の双方に啓発を行うことで、ユニバーサルデザイン*への配慮と景観を両立した経済的かつ効果的な、道路の整備・更新を推進しています。



指針を検討するワークショップの様子



街並みに応じた舗装材や誘導ブロックの色彩・素材選びを推進



*障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方



芸妓文化や茶屋文化の継承への支援

石川で育まれた質の高い伝統芸能を次の世代に引き継ぐため、ふるさと共有の財産として、芸妓や邦楽舞踊家等を支援する「石川伝統芸能支援経済人会議」が実施する伝統芸能継承支援事業に対し支援を行っています。また、金沢固有の茶屋文化を後世に継承するため、施設改修や資産・権利継承等にも支援を行っています。



ひがし茶屋街



にし茶屋街



主計町茶屋街

金沢は、藩政時代からの伝統工芸や伝統芸能を受け継ぎ、現在も伝統が生活の中に息づくまちです。茶屋街の歴史は古く、正式にその町割りができたのは、文政3年(1820年)、12代藩主前田斉広(なりなが)の頃といわれています。この時代から、金沢の歴史とともに、芸を磨き、もてなしの心を受け継いできたのが金沢芸妓です。ひがし、にし、主計町の3つの茶屋街には、現在も、金沢芸妓が日々厳しい稽古を重ね、その伝統を継承しています。



全国の大学茶道部による茶会「全国学生大茶会」の開催

「茶の湯のまち・金沢」で、本市の茶の湯文化や茶室の魅力を広く発信するため、全国の大学茶道部の学生を招聘し、茶会を開催しています。

■令和元年度

・第1回開催

■令和4年度

・開催日／令和4年8月27日(土)、28日(日)

・会場／金沢市中心部の茶室等10会場

・参加校／全国の大学茶道部 24校 約200人

・茶席参加者／約1,300人



金沢21世紀美術館大規模修繕に向けた調査

金沢21世紀美術館の快適な鑑賞環境を確保するとともに、建築的価値の維持を図り、着実に次世代へ継承していくために、中長期修繕計画の策定に向けた建物及び付帯設備の調査等を実施しました。

■金沢21世紀美術館のあゆみ

平成16年 10月 美術館オープン(9日)

平成17年 6月 入館者100万人達成

平成23年 8月 入館者1,000万人達成

平成26年 10月 開館10周年

平成29年 1月 入館者2,000万人達成

令和元年 10月 開館15周年



観光客の受け入れ環境の充実



金沢中央観光案内所

観光案内機能の強化により、外国人を中心とした個人旅行者の受け入れ環境等の向上を図るため、県と連携し、まちなかに新たな観光案内所を整備・運営しています。

■主なサービス

【観光案内カウンター】

- ・総合的な観光案内（外国語対応可）
- ・手荷物預かり、宅配便受付
- ・当日宿泊予約
- ・各種チケット等の販売
- ・傘、長靴、車椅子の無料貸出

【休憩スペース】

- ・無料Wi-Fiやスマートフォン無料充電
- ・多目的トイレ、授乳スペース等の設置



金沢らしい夜間景観創出事業

歴史的建造物、橋、坂道、石垣、土塀などの景観資源を新たにライトアップし、金沢の夜間景観の魅力を創出するとともに、回遊性の向上を図っています。

- 令和元年 尾山神社、尾崎神社、黒門前緑地、白鳥路
- 令和2年 石切坂・新桜坂緑地、桜橋、広坂石垣
- 令和3年 成巽閣、金沢城兼六園下
- 令和4年 長町武家屋敷群界隈
- 令和5年以降も計画的に整備予定



金沢城兼六園下



長町武家屋敷群界隈



食のバリアフリー推進

訪日外国人観光客の食の多様性に対応するため、食物アレルギー、ベジタリアン、ビーガン、生活習慣などに対応した店舗情報を発信することで、外国人観光客の受け入れ環境整備及び誘客推進を図っています。

- <https://kanazawa-food.jp/>
- WEBサイトに対応店舗の情報を掲載
- 日本語: 43店舗、英語: 43店舗の掲載



金沢市 食のバリアフリーマップ



宿泊施設のおもてなし力の向上支援

宿泊施設（ホテル・旅館・ゲストハウス等）が宿泊者に対するおもてなしや利便性の向上等を目的として行う改修工事費の一部に対して支援を行っています。（補助率1/2、限度額500万円）

①補助対象となる宿泊施設

- 主として観光客の宿泊のために金沢市内で営業するホテル・旅館若しくは簡易宿所又は住宅宿泊事業法に係る住宅で、次の(1)から(3)のいずれにも該当する施設
- (1)研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと
 - (2)金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第2条第1項のラブホテル等に該当しない施設
 - (3)簡易宿所営業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅にあっては、一棟の一部を使用して営業するものではないこと

②補助対象となる事業者

- 金沢市内に所在する宿泊施設の改修を行う者で、次の(1)、(2)いずれにも該当するもの
- (1)市税を滞納していないこと
 - (2)5年以上旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業が営まれていた施設において旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業を営むこと

市民生活と調和した持続可能な観光の振興



公共シェアサイクル「まちのり」の運営

まちなかの回遊性向上をめざし、利便性の高い公共シェアサイクルサービスを運営しています。

ポート数 約70箇所 自転車数 500台 (令和5年10月現在)



利用者数(人) 目標の年間10万人を超えて、観光客・市民を問わず多くの方にご利用いただいている。



公共交通キャッシュレス決済の導入

金沢市内で運行している多くの路線バスは地域独自カード (ICa) または現金支払いの利用しかできず、特に観光客にとってバス利用がしにくい状況にありました。観光客の利用が多いバス路線「城下まち金沢周遊バス」において、ICOCAやSuicaなどの全国共通交通系ICカードの利用環境整備事業に支援し、公共交通の利便性向上及び需要拡大につなげています。



令和4年10月17日から城下まち金沢周遊バス(7台)に導入



都心軸交通円滑化対策の強化

都心軸の円滑な交通を確保するため、観光バス乗降場や荷捌き場への誘導、バス専用レーンの遵守啓発を実施しています。



都心軸の円滑な交通の確保に向け、巡回・啓発を実施しています。

巡回場所 都心軸(武蔵~犀川大橋北詰)、長町地区

巡回場所での実績総数

	指導・助言	地理教示・マップ配布
令和元年	21,802件	3,363件
令和2年	15,768件	3,506件
令和3年	13,277件	3,554件
令和4年	15,196件	4,642件



金沢MaaSの推進

多様な交通手段による移動と、移動の目的である買い物などの多分野のサービスがシームレスに提供される環境を整備し、市民等が便利・自由・快適に移動できるまちづくりを官民連携で進めるため、金沢市や交通事業者により令和3年8月に金沢MaaSコンソーシアムを設立し、デジタル交通サービス「のりまっし金沢」を通じた公共交通の利便性向上を目指しています。





観光地周辺における歩行環境の整備

修景舗装や無電柱化により、観光地周辺の歩行環境の整備を行っています。



せせらぎ通りにおける工事前後の様子



実績一部

令和元年～ 寺町台重伝建地区の無電柱化推進
修景舗装（せせらぎ通りほか）



金沢駅もてなしドーム大屋根ガラス保守施設の設置ほか

金沢駅東広場もてなしドームの美観を保持し、快適な歩行空間を維持するため、大屋根ガラス保守施設を設置しました。

また、金沢駅東広場の機能維持・向上のため、設備機器の更新等も行っています。

実績一部

令和元年 もてなしドーム地下トイレ整備
令和2・3年 もてなしドーム大屋根ガラス保守施設設置／視覚障がい者誘導用ブロック再整備等
令和4年 火災報知器、電気設備等の更新



快適で美しいまちづくりのための指導を強化

ポイ捨て等防止条例に基づき、ポイ捨て等防止重点区域を「ポイ捨て等防止啓発指導員」が巡回・指導を行っています。

重点区域における指導等

- ・違反者に対する指導
- ・指導に従わない者への勧告、命令処分
- ・命令違反者に対する過料処分及び過料の徴収

啓発活動

- ・街頭等の人混み、各種キャンペーンでの啓発



ポイ捨ての禁止
(第12条)

飼い犬・猫の
ふんの放置の禁止
(第13条)

道路等の公共の
場所での喫煙の制限
(第14条)



市内宿泊施設営業者への指導を強化

宿泊者に安全安心な宿泊環境を提供し、かつ市民の安全安心な生活環境を確保するため、「金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例」及び「金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」に基づき行政指導を実施しています。

旅館業・民泊の適正な運営を確保するため、下記の規定を追加しました。

- ・基本理念、市や営業者等の責務及び市民の役割
- ・簡易宿所に玄関帳場（又は施設外玄関帳場）の設置義務
- ・管理者の設置、管理者等の玄関帳場等での駐在
- ・宿泊者の面接、宿泊者の説明、苦情問合せへの対応
- ・火災対策



基本理念

市・営業者等の責務、市民の役割
が規定されました

管理者の設置

管理者等の玄関帳場等での駐在
が義務化されました

簡易宿所における

玄関帳場 又は 施設外玄関帳場
の設置が義務化されました



宿泊者・近隣住民への対応

火災対策
が規定されました

お問い合わせ 金沢市保健所 衛生指導課

〒920-8533 金沢市西念3丁目4番25号
Tel. 076-234-5111 / 076-234-5114 E-mail: eishi@city.kanazawa.lg.jp

宿泊税を活用して実施した施策

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
01 まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興	331,856	130,413	119,642	217,271
① 歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信	63,989	80,141	76,934	92,917
② 伝統芸能の支援	15,245	10,280	11,980	15,554
③ 伝統文化・伝統工芸の振興	24,173	12,428	7,888	10,156
④ 文化・スポーツ施設の充実	214,050	24,405	15,727	92,519
⑤ 食文化の継承・振興	14,399	3,159	7,113	6,125
02 観光客の受入れ環境の充実	144,050	239,326	127,832	191,374
① インバウンド対策の強化	32,108	76,245	60,738	48,290
② 宿泊施設等のおもてなし力の向上	61,890	116,765	55,091	97,540
③ 夜の観光の充実	41,252	41,052	6,482	9,058
④ 誘客の推進	8,800	5,264	5,521	36,486
03 市民生活と調和した持続可能な観光の振興	146,062	116,815	215,157	188,559
① 持続可能な観光振興推進計画2021 及び SDGsツーリズムの推進	—	8,737	4,468	3,024
② 住む人・訪れる人双方の交流促進	120	1,535	10,216	11,880
③ 交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保	16,461	13,345	19,640	37,230
④ 歩いて楽しめるまちなかの実現	76,527	18,557	105,359	71,395
⑤ 公共シェアサイクルの利用促進	22,324	28,237	26,390	30,000
⑥ まちの美化・地域との共存	12,478	29,218	38,284	27,761
⑦ 特定地域への観光客の集中を緩和	9,514	13,078	10,026	6,043
⑧ 安全・安心の確保	8,638	4,108	774	1,226
◎ 宿泊税の賦課徴収に係る経費	42,255	41,954	28,264	32,186
活用額合計	664,223	528,508	490,895	629,390

お問い合わせ

総務局税務課* Tel. 076-220-2147 (受付時間: 平日 午前9時 ~ 午後5時45分)
Fax. 076-220-2154
E-mail: zeimu@city.kanazawa.lg.jp

*令和7年4月からお問い合わせ先が市民税課 (Tel.076-220-2168) に変更となりました。

